

令和元年度機動調査に係るフォローアップ調査の調査結果 【大分大学】

令和2年12月17日
公的研究費の適正な管理に関する有識者会議

1. 目的等

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）（以下「ガイドライン」という。）第7節に定めるフォローアップ調査は、履行状況調査又は機動調査を行った年度の翌年度に、履行状況調査又は機動調査の結果、管理条件を付与された機関を対象として、当該機関の管理条件（改善事項）の履行状況を把握することを目的として実施するものである。

フォローアップ調査は、ガイドライン及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の第7節に定める調査及び措置に関する要項のほか、令和元年度機動調査に係るフォローアップ調査の実施方針に基づき実施した。

2. 調査対象・内容等

【調査対象】

○令和元年度機動調査の結果、管理条件を付与された大分大学

【調査内容】

○機関に付与した管理条件（改善事項）の履行状況について確認した。

【調査体制・方法】

○「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」において、所要の調査審議を実施した。

○機関が提出する調査報告書等に基づき、「書面調査」及び「現地調査」を実施した。

3. 調査経過

令和元年	10月15日	有識者会議	フォローアップ調査の実施方針の審議・決定
	11月7日		管理条件の付与・文部科学省による進捗状況のフォロー開始
	11月28日		大分大学が履行計画を提出・書面調査開始
令和2年	2月28日		大分大学が進捗状況報告書を提出
	11月6日		大分大学が最終報告書を提出
	11月27日		現地調査実施
	12月17日	有識者会議	フォローアップ調査結果の審議・決定

4. 調査結果の総合所見

- 令和元年度機動調査において、大分大学に対し、「不正発生要因の分析とリスクマネジメント」「組織的牽制機能の充実」、「再発防止策の確実な実施」を改善事項とし、その履行期限を令和2年11月6日とする管理条件を付与した。
- 本フォローアップ調査においては、文部科学省に対し提出された履行計画に沿って半年ごとに報告を求め、書面調査及び現地調査を実施して改善事項が履行されたことを把握した。
- したがって、大分大学に付与した管理条件を解除し、フォローアップ調査を終了することとする。
- 今後も、意識調査の実施等を通じて機関全体へ不正防止に向けた意識の浸透を図るとともに、引き続き、公的研究費の管理・監査体制について不断の改善を図っていくことが求められる。
- 詳細な調査結果は別紙のとおり

5. 今後の取組

- 調査の結果は、当該機関に通知するとともに、文部科学省ホームページで公表する。

令和元年度機動調査に係るフォローアップ調査結果

機 関 名	大分大学
-------	------

【総合所見】

本フォローアップ調査においては、文部科学省に対し提出された履行計画に沿って適切に履行に取組み、改善事項について履行されたことを把握した。

したがって、付与した管理条件を解除し、フォローアップ調査を終了することとする。

また、今後も、意識調査の実施等を通じて機関全体へ不正防止に向けた意識の浸透を図るとともに、引き続き、公的研究費の管理・監査体制について不断の改善を図っていくことが求められる。

【機関に付与した管理条件】

改善事項：

○ 令和元年7月に最終報告書が提出された不正事案に対する再発防止策を含め、次の事項を確実に実施すること。

- ・大分大学における不正を発生させる要因を分析し、リスクマネジメントを行った上で、意識改革の観点も含め不正防止計画に反映すること。
- ・最高管理責任者は内部監査部門及び監事との連携を強化して、組織的牽制機能の充実に取り組むこと。
- ・内部監査結果を構成員全員に周知すること。
- ・再発防止策には、具体的な指標を設け取り組むこと。

履行期限：令和2年11月6日

【管理条件（改善事項）に係る実施状況】

・大分大学における不正を発生させる要因を分析し、リスクマネジメントを行った上で、意識改革の観点も含め不正防止計画に反映すること。

全学的なアンケートによる意識調査を実施し、内部監査結果と合わせて不正を発生させる要因の分析を行った上で、リスク評価に基づき不正防止計画の見直しを行っている。

不正防止計画ではPDCAサイクルにおける全学と部局の役割を明確化するとともに、意識改革の観点から、構成員それぞれに応じたコンプライアンス教育や不正事例の紹介等による啓発活動を新たに盛り込み実施している。

・最高管理責任者は内部監査部門及び監事との連携を強化して、組織的牽制機能の充実に取り組むこと。

内部監査の方法、内容、内部監査で改善が必要とされた事項への対応状況について監事が評価を行うとともに、監事と監査室とが情報を共有し意見交換を行っている。両者の連携が強化されたことで重点的かつ機動的な内部監査が実施され、組織的牽制機能の充実・強化につながっている。

・ **内部監査結果を構成員全員に周知すること。**

学内イントラネットに掲載するほか、各学部教授会等において内部監査結果を全員へ配布して内容を説明するとともに、欠席者に対しても個別に説明を行い周知徹底がなされている。また、内部監査におけるヒアリングの際に、前回の内部監査結果や不正防止対策に関する質問を行い、周知状況と理解度を確認している。

・ **再発防止策には、具体的な指標を設け取り組むこと。**

【令和元年7月に最終報告書が提出された不正事案に対する再発防止策】

(コンプライアンス意識の向上)

新たにコンプライアンス推進副責任者を置いて受講管理を徹底しており、令和2年度のコンプライアンス教育を対象者全員が受講している。また、各学部において実際の不正事例を題材とした勉強会を実施し、意識の向上に取り組んでいる。

(旅費申請及び報告における牽制体制の強化)

旅費システムの改修により先方負担の有無、兼業の有無に関するチェック項目を追加するとともに、抽出調査により出張の事実確認を行い、その結果をマニュアル等に反映して周知を徹底することで牽制体制を強化している。

(兼業手続きの周知徹底)

各学部等において新規採用の全教員へ「兼業許可申請手続きガイド」を配布して周知徹底するとともに、公的研究費の適正執行等に係る説明会においても周知している。

【平成31年1月に最終報告書が提出された不正事案に対する再発防止策】

(教職員のコンプライアンス意識の徹底と事務職員への実務研修)

コンプライアンス教育の実施に加え、退職予定者に対して固定資産等の適切な取扱いについて通知を発出することで周知を徹底している。また、会計担当の事務職員を対象とした実務研修会を開催し、基礎的な知識の向上とコンプライアンス意識の徹底に取り組んでいる。

(検収体制の見直しと物品検査)

他大学の検収体制を調査した上で、検収センターにおける発注情報との照合の徹底や、資産番号票と写真データを組み合わせた納品事実の確認を行って物品管理を徹底している。また、抜き打ちで現物確認を実施することで、物品の売り払いや持ち帰り等に対する牽制を強化している。